



流山市

農業委員会からのお知らせ

【発行】

令和7年3月7日

【編集】

流山市農業委員会事務局

流山市平和台1-1-1

第22号

農地の貸借の仕組みが

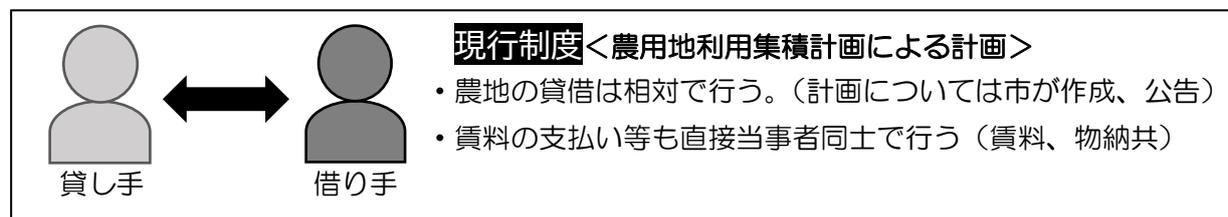
令和7年4月から変わります！

これまで、『農用地利用集積計画』（利用集積）により、利用権設定（期限付き貸借）を行っていましたが、根拠法令である「農業経営基盤強化促進法」の改正により、本年3月をもって、この方法による利用権設定（貸借）は廃止となります。

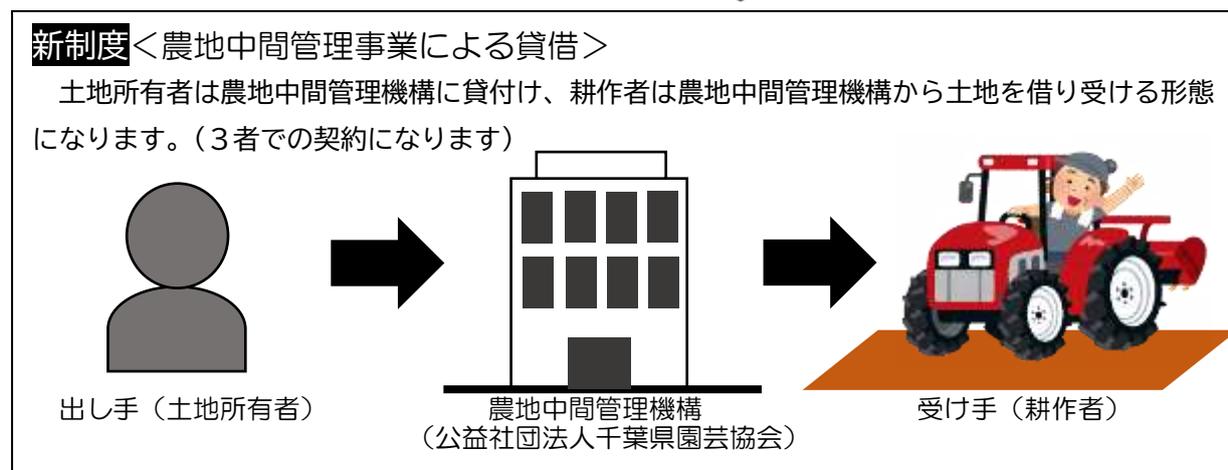
令和7年4月からは、『農地中間管理事業』による利用権設定となります。

なお、現在締結している『農用地利用集積計画』（利用集積）による契約内容については、契約の終期まで（期限内）は有効です。

令和7年4月1日以降に新規契約を結ぶものや、更新を迎えるものから、新しい制度が適用になります。



【令和7年4月から下記の制度に変わります】



【お問い合わせ】 流山市農業振興課（電話：04-7150-6086） 流山市農業委員会事務局（電話：04-7150-6102）

★主な変更点は次のページをご覧ください。⇒

① 契約関係者

【農地中間管理機構を介しての契約】



※千葉県農地中間管理機構は、「公益社団法人千葉県園芸協会」です。

これまで、出し手（土地所有者）と受け手（耕作者）が相対での契約でしたが、今後は、農地中間管理機構を介しての契約になります。

出し手（土地所有者）から農地中間管理機構が土地を一旦借り受け、その土地を農地中間管理機構から受け手（耕作者）に貸す形式のため、三者連名での契約になります。

② 契約期間

農地中間管理機構を介した貸借では原則10年以上
(ただし、要望がある場合は最短5年)

⇒流山市では 10年・7年・5年 から選択とします。
(最短期間が3年から5年に変更となります)

これまでの利用集積計画では、契約期間は3年・6年・10年のいずれかでしたが、今後は左記のとおり変更となります。

③ 賃借料の受け渡し方法・時期

物納：これまでと同じく直接持参

金納：機構を介して、口座で受け渡し

- ・受け手（耕作者）から機構への支払い：毎年11月
 - ・機構から出し手（土地所有者）への支払い：毎年12月
- ※使用貸借による貸借（賃借料なし）も可能です。

これまで物納、金納とも直接支払でしたが、左記のような支払方法となります。

なお、契約のタイミングによっては、初年度分（1年分）の入金がこれまでより遅くなる場合があります。

◆農地法第3条による貸借は、令和7年4月以降も可能です。

農地の適正管理のお願い

農地法では、農地の所有者等の責務として、雑草等が繁茂しないよう、農地の管理を行うことが定められています。

最近では、周辺農地所有者だけでなく、近隣住民や事業者、付近を通行されている方々から、「雑草の道路、隣地へのはみ出し」、「草の種子等の飛散」についてのお申し出が増加しています。

雑草等が周辺に影響を及ぼすような農地については、農業委員会で現地の状況を確認し、土地所有者の方に訪問や文書の送付を行い、草刈等のお願いしています。

周囲に影響を及ぼす前に、「定期的に雑草を刈る」、「草刈を業者に委託する」など、農地の適正管理をお願いいたします。



『農地利用最適化推進施策』に関する意見書を市長に提出

令和6年12月17日、井崎市長に対して、来年度事業等への要望として「令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出いたしました。

意見書の内容については、農業委員会内の総合農政検討委員会を中心に、各地域の委員が農業者からの意見・要望等を考慮し、慎重に検討を行いました。



当日は本市農業委員会を代表して、水代会長、岡田会長職務代理者、総合農政検討委員会の石井委員長、山崎副委員長が出席し、意見書の内容を反映した施策がとられるよう、要望しました。

意見書は流山市ホームページよりPDFでご覧いただけます。



<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1009312/1009313/1009322/1016754.html>

<令和6年賃借料情報>

～農地の貸し借りの参考に～

金額はあくまでも目安です！
当事者間での協議により適正な金額を定めてください

	平均額	最高額	最低額	データ数	令和5年 平均額(参考)	令和4年 平均額(参考)
田	12,900円	21,300円	4,800円	64	6,300円	7,700円
畑	11,600円	21,300円	4,600円	31	17,700円	15,700円

(注)・1.0アール(1,000㎡)当たりの金額です。
・データ数は集計に用いた筆数です。
・物納での貸し借りの場合は玄米30kg当たり、以下の金額で換算しています。
令和6年：9,750円、令和5年：6,250円、令和4年：5,150円

全国農業新聞を購読してみませんか！



- 農業経営に役立つ話題や情報が満載の読みやすい農業専門誌です。(全国農業会議所発行)
- 毎週金曜日に発行されます。
- 購読料は月700円【送料・消費税 込】
- 申込みは農業委員会事務局までどうぞ！
(電話：04-7150-6102)

知って得する農業者年金

農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して豊かな老後を！



<加入できる方の要件>

- ・国民年金 第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)
 - ・年間60日以上農業に従事
 - ・20歳以上65歳未満の方
- ※60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限ります。

「積立方式・確定拠出型」で
少子高齢化時代でも安心
加入と脱退は自由、
再加入もいつでも可能

終身年金

(80歳までになくなった場合、
死亡一時金をご遺族に支給)

大きな節税効果

支払った保険料は全額が
社会保険料控除の対象に
翌年分の前納納付制度もあり

認定農業者などには、
保険料の国庫補助
(政策支援加入)あり

国民年金の任意加入者は
65歳未満まで加入可能に

お問い合わせは、農業委員会事務局
(電話:04-7150-6102)
またはJAとうかつ中央
(電話:047-341-5151)まで

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金への加入が必要です。(付加年金保険料:月額400円)
※農業者年金は、国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入
できませんのでご注意ください。